

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月6日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第40号

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年阿賀野市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

障がい者（児）相談支援専門員	1	30
----------------	---	----

」

を

「

障がい者（児）相談支援専門員	1	30
生活保護ケースワーカー	1	30

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和4年10月1日から適用する。